

和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議(第2回)

次 第

日時:令和4年11月30日(水) 9時00分

場所:和歌山県庁3階 知事室

1. 開会

2. 議題

- ・高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応について(農林水産部)
- ・職員の動員体制について(総務部)
- ・その他

3. 閉会

(配布資料一覧)

資料1 高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応について

資料2 (資料提供)県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応について

1 農場の概要

所在地：和歌山市

飼養状況：採卵鶏 約46,000羽

2 これまでの経緯

1 1月29日（火）

10時00分 紀北家畜保健衛生所に通報

11時05分 紀北家畜保健衛生所職員が農場に向け出発

11時17分 紀北家畜保健衛生所職員が農場に到着

13時15分 簡易検査 陽性

現地対策本部（海草、那賀振興局）設置、防疫措置の準備開始

※県対策本部、現地対策本部（西牟婁振興局）及び東京事務所対策本部は11月11日の白浜町での発生に伴い継続中

1 1月30日（水）

3時00分 紀北家畜保健衛生所での遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子を確認→高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

7時00分 農林水産省との協議のうえ疑似患畜確定（同時発表）

9時00分 和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議（第2回）

本部会議で決定後、飼養鶏の殺処分を開始

3 県の対応

(1) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分後の鶏・汚染物品の焼却処分

(2) 制限区域の設定

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始

移動制限区域	発生農場から半径3km以内の区域	卵や家きん等の移動を禁止
搬出制限区域	発生農場から3～10km以内の区域	卵や家きん等の区域外への搬出を禁止

	肉用鶏	採卵鶏	計
移動制限区域	—	—	—
搬出制限区域	1戸 50羽	2戸 3,000羽	3戸 3,050羽
計	1戸 50羽	2戸 3,000羽	3戸 3,050羽

(3) 消毒ポイントの設定

①国土交通省和歌山計量所跡地 和歌山市中
(南海電鉄和歌山大学前駅北方約200m 県道752号沿い)

②さんさんセンター紀の川 和歌山市直川326-7

③県立紀三井寺公園 和歌山市毛見200

運営時間：令和4年11月30日(水)から準備が整い次第、設置

①は24時間 ②、③は9:00～17:00

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両
畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等



4 今後のスケジュール

①農場の防疫措置開始：11月30日予定

鶏の殺処分、汚染物品の処理



②農場の防疫措置（殺処分、農場内消毒）完了：12月4日予定



<防疫措置完了後10日経過>



③搬出制限区域（発生施設から3～10 km圏内）解除：12月15日 0:00予定



<防疫措置完了後21日経過>



④移動制限区域解除：12月26日 0:00予定

令和4年11月30日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:上田、橋本 災害対策課 担当:平田、東
電話番号	073-441-2261(直通)

資料2

県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

11月29日、和歌山市の養鶏農場において家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所で遺伝子検査を行った結果、11月30日に疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始します。

なお、今シーズンにおける本県での発生は2例目となります。

記

1 農場の概要

所在地：和歌山市

飼養状況：採卵鶏 約46,000羽

2 経緯

11月29日(火)

10時00分 農場から県家畜保健衛生所に死亡鶏増加の連絡

13時15分 県家畜保健衛生所で簡易検査を実施した結果、陽性を確認

11月30日(水)

3時00分 県家畜保健衛生所でPCR検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子を確認

7時00分 県のPCR検査結果をふまえ、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定

3 今後の予定

11月30日(水)

9時00分～ 和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議（第2回）
本部会議で決定後、飼養鶏の殺処分開始

4 県の対応

(1) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分後の鶏・汚染物品の焼却処分

(2) 制限区域の設定

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始

移動制限区域	発生農場から半径3km以内の区域	卵や家きん等の移動を禁止
搬出制限区域	発生農場から3~10km以内の区域	卵や家きん等の区域外への搬出を禁止

	肉用鶏		採卵鶏		計	
移動制限区域	—	—	—	—	—	—
搬出制限区域	1戸	50羽	2戸	3,000羽	3戸	3,050羽
計	1戸	50羽	2戸	3,000羽	3戸	3,050羽

(3) 消毒ポイントの設定

①国土交通省和歌山計量所跡地 和歌山市中

(南海電鉄和歌山大学前駅北方約200m県道752号沿い)

②さんさんセンター紀の川 和歌山市直川326-7

③県立紀三井寺公園 和歌山市毛見200

運営時間：令和4年11月30日(水)から準備が整い次第、設置

①は24時間 ②、③は9:00~17:00

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両

畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等

- ・消毒対象車両は、搬出制限区域の出入りの際、必ず消毒ポイントで消毒を受けてください。
- ・養鶏農場では、消毒対象車両の到着時、車両消毒証明書を確認し、確実に消毒された車両のみ受け入れてください。
- ・消毒対象車両を保有する事業者は、養鶏農場・関連事業所の出入り時、車両並びに靴底の消毒を徹底してください。

◎報道機関の皆様へ

- ・家きん飼養農場への立入取材は、防疫上の観点から、お控えくださいますようお願いいたします。
- ・今後も、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。

鳥インフルエンザ対策本部室配席図（知事室）



知事・本部長

副知事

副本部長

警察本部長

教育長

環境生活部長

商工観光労働部長

会計管理者

海草振興局長

危機管理監

総括本部員

農林水産部長

所管本部員

知事室長

総務部長

企画部長

福祉保健部長

県土整備部長

農業生産局長



畜産課長



危機管理・消防課長



災害対策課長



政策審議課長



広報課長

